

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 丸藤シートパイル株式会社 代表者名 代表取締役社長 志 村 孝 一 (コード番号 8046 東証第2部) 問合せ先 執行役員財経部長 浅 田 耕 一 (TEL 03-3639-7641 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第67回 定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社事業の現状に即し事業内容の整備と明確化を図るとともに、今後の業容の拡大に伴う新たな事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

さらに、平成27年5月1日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条第2項(取締役の責任免除)および第35条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第35条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と
する。	する。
(1) 建設用資材の販売、賃貸、修理および加工	(1) 建設用資材の販売、賃貸、修理、 <u>製作</u>
	<u>および</u> 加工
(2) 土木、建築、とび・土工および鋼構造物	(2) 土木建築工事の設計施工および請負
工事の請負ならびに施工	
(3) 上記各号に附帯する業務	(3) 建物、構造物の解体工事
	(4) 建設に関するコンサルタント
	(5) 運送業
	(6) 倉庫業
	(7) 建物、設備、機器装置の保守管理および
	清掃事業
	(8) 機械器具の賃貸および販売
(新設)	(9) 一般・産業廃棄物収集、運搬、保管、
	処分および再生
	(10) 発電および売電に関する事業
	(11) 障害福祉サービス事業に関する業務
	(12) 農産物、海産物の生産、加工および販売
	(13) 造園、園芸および緑化に関する事業
	(14) 内外物資の輸出入および販売
	<u>(15)不動産の売買、賃貸および仲介</u>

現行定款

(新設)

第3条~第25条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法 第423条第1項について、法令に定める要 件に該当する場合には、賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。

第27条~第34条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法 第 423 条第 1 項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、賠 償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令が規定する 額とする。

変 更 案

- (16) コンピューターを利用したソフトウェアの 開発および販売
- (17) 損害保険代理業、旅行業者代理業および 労働者派遣事業
- (18) 上記各号に附帯する一切の業務

第3条~第25条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第27条~第34条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令に 定める要件に該当する場合には、賠償責 任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)予定平成27年6月26日(金曜日)予定